

平成28年4月27日 定例教育委員会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成28年4月27日(水) 午後3時5分 ~ 午後5時40分

・教育委員会室

2 出席者

教育長	松川 禮子	事務局職員	
委員	稲本 正	副教育長	安福 正寿
委員	土屋 嶮	図書館長兼参与	石原 佳洋
委員	月村 時子	教育次長	高木 俊明
委員	野原 正美	義務教育総括監	水川 和彦
委員	森口 祐子	総合教育センター長兼教育研修課長	折戸 敏仁
		教育総務課長	國島 英樹
		教育総務課教育主管	堀 貴雄
		教育財務課長	小林 法良
		教職員課長	坂井 和裕
		教職員課福利厚生室長	森部 圭一
		教職員課教育主管	服部 照
		学校安全課長	服部 和也
		学校支援課長	北岡 龍也
		学校支援課教育主管	古賀 英一
		学校支援課教育主管	高田 広彦
		特別支援教育課長	林 雅浩
		社会教育文化課長	土井 信之
		体育健康課長	古田 憲司

3 議事日程等

報第1号、議第1号、議第2号、事務局報告(1)及び事務局報告(7)について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成28年3月18日開催の臨時教育委員会の会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 ( ) 書きは事務局発言
<p><b>報第1号 職員の表彰について（非公開案件）</b></p>	
<p>退職教職員の表彰（5件）を先決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p><b>報第2号 岐阜県教育委員会子育て支援行動計画について</b></p>	
<p>教育総務課長</p>	<p>岐阜県教育委員会子育て支援行動計画を改訂するものであり、知事部局と歩調を合わせて作業を進めてきた。また、切れ目なくこの4月から適用する必要があるということので専決したので報告し、承認を求めるものである。</p> <p>今回の改訂の基本方針や新計画の概要などについて、ご説明する。</p> <p>平成27年8月、女性が職業生活において十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備することを目的とした女性活躍推進法が成立し、この法律に基づき、女性活躍のための事業主行動計画の策定が地方公共団体の任命権者ごとに義務付けられている。岐阜県教育委員会子育て支援行動計画においては、女性活躍推進法の趣旨を先取りするかたちで、女性管理職登用や研修の実施など女性教職員の活躍推進に関する取組事項や男性教職員の育児休業の取得促進に係る目標をすでに掲げており、取組は進んでいる。</p> <p>そこで、女性活躍推進法に基づく事業主行動計画は、岐阜県教育委員会子育て支援行動計画と一体の計画として、新たに「岐阜県教育委員会子育て支援と女性活躍の推進のための行動計画」を定めることとした。これまで「子育てしながら仕事もできる職場づくり」のなかで、女性管理職の登用割合20%の目標を掲げて、女性の活躍促進に関する取組を定めていた。この部分について、「女性の活躍の推進」として新たに項目を起し、取組内容を拡充したところである。</p> <p>新たな取組としては、スクールリーダーへの女性教員の配置など女性教職員への多様な職務機会の付与、職場の悩み等に関する相談窓口の充実を盛り込んでいる。</p> <p>なお、女性教職員活躍推進監を設置し、女性の活躍推進体制を整備したところである。また、女性教職員の活躍推進のための前提として、教職員の多忙感の解消が重要と考え、「子育てしながら仕事もできる職場づくり」のなかに、教職員の退校時間の把握やノー残業デー等の取組強化など、学校現場の多忙化解消に関する取組を位置づけて取り組む予定である。なお、本計画の位置づけは、県教育委員会事務局及び県立学校の教職員に関する取組に準じ、県教育委員会が任命する公立小学校及び中学校の教職員についても対象としている。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>教育の場に女性の職員が多い割には、女性の管理職は少ない。なぜ、教育の現場で、今までは女性が力を発揮できていないが、今後は力を発揮することができるようになるのか。女性活躍の推進が進んでいない現状について、哲学がなく、何が足りないのかといった根本の議論が欠けている。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>ご指摘のとおりである。今回の計画は法律の改正により策定したものであり、女性の活躍の推進といった哲学が出発点ではない。 稲本委員からの宿題として、事務局でしっかりと議論していく。</p>
<p>稲本委員</p>	<p>形から入っているということか。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>その通りである。4月1日に必要な計画として策定したものであり、そういった意味では哲学がないため、整理をさせていただく。</p>

## ホームページ公開

土屋委員	<p>民間でも女性の管理職登用については必要となってくる。上昇志向をもった女性を素早く抜擢するといったシステムが必要になってくると思われる。</p>
稲本委員	<p>2つの会社を経営しており、1つは木工の会社で男性が多いが、デザイナーなど女性も多くなってきている。もう1つはアロマの会社で役員は女性である。アロマは、女性の方がよく勉強をしているし、ニーズもよく分かっているの、どんどん上に上がってくる。</p> <p>教育の現場も、女性が多く、女性の目から見て分かることがある。それを踏まえて、こういった産休等の制度があること、また、女性が活躍している会社や職場が増えてきていることを理解いただきたい。</p>
森口委員	<p>女性としてできる役割もあるが、体の違いなど変えることができないこともある。お互いが理解した上での仕事の内容でないとお互いに無理がくる。1番ネックになるのは、仕事ができる女性はたくさんいるが、仕事をしたい年齢と子育てをする年齢が合致してしまうことである。大学を卒業して、徐々に仕事を覚え、30歳くらいになり会社の中での役割が分かってきたところで、一度会社を離れられると会社側は困る。女性ならではの気づきの感性は疎かにできないが、一度会社を離れられると会社が困るということを、女性側も理解しておかなければならない。お互いが無理をすると会社に歪みが生じ、社会に歪みが出る。</p>
野原委員	<p>こういった計画では、目標の数字に踊ることがあるので気を付けなければならない。保護者の立場では、女性の先生の産休や育休等を奨励していても、一年で担任の先生が変わって欲しくないという意見が多くあるのが現状である。また、担任の先生の交代に対応できない子どもたちもいる。人間関係ができ、出産を子供たちが祝福するなど、理解してもらえる風潮になればよい。</p> <p>この計画では、手当等の体制は整っているが、心の体制が見えてこない点が残念である。ただし、こうした体制が整っていないと安心して産休や育休等を取ることができないので、計画があることは大切なことである。相互理解の上、子育てしやすい社会になっていくとよい。女性の現実の声を聴いていただけるとよい。</p>
月村委員	<p>計画はよくとまとめられており、実現できれば女性も活躍できる社会になる。仕事と生活の調和をとることが日本では浸透しておらず、そういった生活スタイルが身に付かない。女性が働きやすくなるということは、男性も心地よい生活を送ることができるようにならなければならない。</p> <p>男女共同参画社会を実現することが大切で、男女問わず共存し、バランスのとれた生活スタイルを推進していけるとよい。</p>
教育長	<p>この行動計画では、体制は整えたが、どれだけ実効性があるかというところが問われている。看護師と教員は、女性の職業として歴史と伝統がある職業であるが、本会議に出席している教育委員会事務局の職員の中に、女性は一人もいないのが現状である。女性教職員が活躍できるように、新しく女性教職員活躍推進監という管理職を設け、高等学校の女性教員を教職員課に配置した。一歩ずつではあるが女性が活躍できるようになるとよい。</p> <p>女性が働きやすい職場は、男性が働きやすい職場であり、一歩ずつ進めていけるとよい。</p>
稲本委員	<p>数値目標が100%のものが幾つもある。また、2020年の4月1日に、女性管理職の割合が20%とある。</p>
教育総務課長	<p>現時点で、女性管理職の割合は18%である。</p>

## ホームページ公開

教 育 長	<p>事務系の女性管理職は少ないが教員系の女性管理職は一定程度いる。ただし、小学校には多いが、中学校、高校には少ないなど、校種によってバランスの違いはある。数値目標がすべてではないが、100%のものについては、育児休業をとることや、育児休業をとった教員の代替教員を配置するなど当然のものが多い。</p> <p>配偶者の出産における特別休暇の取得率についても100%の目標となっているが、現状はどうか。</p>
教 育 総 務 課 長	<p>配偶者の出産における特別休暇の取得率について、平成26年度は55.2%であり、5割強といった状況である。</p>
教 育 長	<p>育児参加特別休暇取得率はどのような現状か。</p>
教 育 総 務 課 長	<p>それについては、13.8%である。</p>
森 口 委 員	<p>この中で、育児参加特別休暇をとられた方はいるか。(2名挙手)</p>
教 育 長	<p>この計画通りに進んでいるかどうか、毎年状況をフォローしていく必要がある。</p>
教 育 長	<p>報第2号につき、挙手により採決する。</p>
教 育 長	<p>全員賛成により承認する。</p>
<p><b>報第3号 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について</b></p>	
教 職 員 課 長	<p>3月議会において改正された定数条例、岐阜県職員定数条例・岐阜県市町村立学校職員定数条例に基づき、小中学校職員の職の種類ごとの数について規則の一部を改正したことを報告し、承認を求めるものである。小中学校においては、各学年の学級数や児童生徒数の増減、加配定数の増減等により、校長・教諭等、養護教諭等、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員の5つの職種ごとに定数が変わる。小学校全体では7350人となり52人の減、中学校全体では4494人となり29人の減である。理由は、児童生徒数の自然減による。</p>
教 育 長	<p>報第3号につき、挙手により採決する。</p>
教 育 長	<p>全員賛成により承認する。</p>
<p><b>議第1号 教職員の懲戒処分について（非公開案件）</b></p>	
<p>教職員の懲戒処分（3件）について諮り、可決された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p><b>議第2号 平成28年度岐阜県教科用図書選定審議会委員の任命について（非公開案件）</b></p>	
<p>平成28年度岐阜県教科用図書選定審議会委員の任命について諮り、可決された。</p> <p>本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	

議第3号 平成29年度使用教科用図書の採択について

学校支援  
課 長

県教育委員会が、義務教育諸学校の教科用図書の採択権者である市町村等教育委員会等に対して示す、平成29年度に使用する教科用図書の採択基準について、教科用図書選定審議会に諮問する案をご審議いただく。また、県立高等学校及び県立特別支援学校に対して示す、各学校が平成29年度に使用しようとする教科用図書を選定するに当たって考慮すべき採択方針の決定についてお諮りする。

まず、平成29年度使用小・中学校用教科用図書の採択基準案について、ご説明する。今年度は、小・中学校ともに採択替えない年度に当たるので、平成27年度と同一の教科用図書を採択することとしている。

昨年度からの変更点としては、一連の教科書問題を受けて、教科用図書の採択の公正性・透明性の確保を徹底するための記述を加えている。なお、この変更は、平成28年3月31日付けの文部科学省初等中等教育局長通知を踏まえたものである。

具体的には、1点目として、採択に係る基本方針に、いかなる疑惑の目も向けられることのないよう公正性・透明性の確保を徹底し、綿密な調査研究を踏まえた上で適切に行う旨を加えている。2点目として、採択に係る基本的な考え方を加え、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底や静謐な採択環境の確保等を明記している。3点目として、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たすことを加えている。4点目として、共同採択地区における採択地区協議会の設置・運営及び協議に係る留意事項に、新たに公正性・透明性確保の徹底を設け、採択地区協議会の委員や研究員の選任の在り方、教科書見本の取扱い、過大な宣伝行為等への対処等について留意すべき事項を明記している。このような採択基準を各採択権者に示し、昨年度に問題となったような、特定の教科書会社と関係を有する者が教科書採択に関わることなどがないようにするとともに、採択の過程に疑念を生じさせることのないよう、教科書採択に関する情報について積極的な公表に努めることなど、市町村教育委員会等に対して指導・助言を行いたいと考えている。

続いて、平成29年度使用県立高等学校用教科用図書の採択基準案について、ご説明する。こちらについては、昨年度から大きな変更はないが、義務教育諸学校と同様、昨年度の一連の教科書問題を受けて、各学校に設ける教科書選定委員会の委員になることができない者として、教科書発行者が主催する教科書に関する会議等に出席した者に加えている。なお、県立高等学校用教科用図書の採択において、「選定」は単に「選ぶこと」という意味であり、教科用図書の採択は県教育委員会でご審議・議決いただく事となる。

今後の年間スケジュールについては、本日の教育委員会において、本採択方針について可決いただいたら、事務局から各高等学校に対して本採択方針を通知し、各学校において選定のプロセスに入る。教育委員会においては、7月の定例教育委員会において、昨年度に検定に合格した教科書を閲覧いただき、8月の定例教委において、各高等学校から提出される選定結果を踏まえ採択についてご審議をいただく予定である。

特別支援  
教育課 長

平成29年度使用県立特別支援学校用教科用図書の採択方針案について、ご説明する。県立特別支援学校の教科用図書の採択については、県立高等学校と同様に、各校ごとの教科書選定委員会で選定した教科用図書を教育委員会が審査し、採択することとなっている。知的障がいのない児童生徒の教科書選定については、小中学校の採択基準、高等学校の採択方針に準じた教科用図書を学校が選定する。知的障がいのある児童生徒の教科用図書は、学年相当の検定本は実態に合わないため、絵本などの、いわゆる一般図書等を選定することとなる。これについては、文部科学省からの一般図書一覧をもとに県で調査研究を行い、平成29年度使用一般図書選定資料を作成し、この中から児童生徒の教育的ニーズに応じた教科書が採択できるようになっている。

採択方針については、昨年度からの大きな変更点はないが、教科書採択における一連の問題を踏まえ、教科書選定委員の選定において、教科用図書の編著作に関与した者、及び教科用図書発行者が主催する教科用図書に関する会議等に出席した者は委員になることはできないといった一文を加えた。ご審議のほど、よろしくお願ひしたい。

ホームページ公開

稲本委員	公正性・透明性の確保を徹底するように文書上はなっているが、実際に効力を発揮するための議論は行われているか。どこがどう関知し、二度とこのような問題が起きないようにするのか。先ほどの議論にあった教科用図書選定審議会との関係について説明いただきたい。
学校支援課長	教科用図書選定審議会については、県教育委員会が、採択権者である市町村等教育委員会や、国立等の学校長に対して、必要な指導・助言、援助を行う上で、事前に意見を伺うといった機関である。したがって、教科用図書選定審議会自体は、チェックを行うなど効力を及ぼすものではない。適正な教科書採択事務を行うに当たり、県教育委員会が、指導・助言、援助を行うこととなる。
稲本委員	教育委員会は県の教育委員会であるか、市町村の教育委員会であるか。
学校支援課長	義務教育諸学校（小学校、中学校等）の教科書の採択権者は、市町村等の教育委員会であり、高等学校の教科書の採択権については、県教育委員会にあり、それを指す。
稲本委員	選定審議会は何をする機関であるのか。
学校支援課長	小学校、中学校の教科書採択に関する県の役割については、市町村の教育委員会が、適切な事務執行をするために必要な指導・助言を行うことである。 今回の採択基準案は、ここで必要な指導・助言の一環である。指導・助言を行うに当たり、教科用図書選定審議会に意見を聞かなければならないと定められており、県の教育委員会として、教科用図書選定審議会に意見を聞く内容について、本日、お諮りしているところである。
稲本委員	これを実行に移して、ものごとが進むシステムはできているのか。
学校支援課長	教科書採択の責任は各採択権者にあるので、採択基準の案を示した上で、各市町村等の教育委員会において適切に体制を整えていただくことが、まず必要になってくる。県の教育委員会は、市町村の取組をみて、必要な指導・助言を行っていくことになる。
学校支援課教育主管	教科用図書選定審議会ですら今回の案が正式に答申されたら、それを受け、県教育委員会としては、具体的にどういった留意点が必要であるか、一步踏み込んだ通知を準備しているところである。例えば、どの学校でも同じ内容で、それぞれの職員が問題点、留意点について研修を受けることができるような資料（スライド）を準備している。
教育長	義務教育学校の教科書の採択権者は市町村教育委員会であり、県教育委員会は、市町村教育委員会に、指導・助言する立場であるため、市町村教育委員会が、公正・公平に採択を行うよう適切に指導助言を行っていく。昨年度においては、疑惑を抱かせる案件があったので、これまで以上に採択の過程を透明なものにするため、最終的にどの教科書が採択されたか、そこに至る過程を示す議事録をできるだけ公表するよう指導を行い、適切に実施されているか確認する。 県立学校については、各学校が教科書を選定し、県教育委員会が採択する。昨年度、実施したように、大量の教科書を8月までに見ていただき、教育委員会で採択する。 昨年の一連の教科書問題では、一般の教員が仕組みを理解していないといったことがベースにあると思われるので、詳細な資料をつくり各学校で説明する。今年は採択替えがないため、新たな制度の効果については、来年度、道徳の教科書採択の過程で、改善されているかどうか分かると考えている。
稲本委員	教科書採択の問題は、教員が、その仕組みや、結果が自分たちに関わってくることを、よく理解していないから起きた。教員にこのことを徹底することは重要である。

ホームページ公開

教 育 長	教科書改善について意見を言う意味がある時と、そうでない時がある。それが分かるような資料を準備している。改めて、すべての教員に、教科書は非常に公共性の高い教材であり、慎重に対処しなければならないことを理解してもらおう。
教 育 長	議第3号につき、挙手により採決する。
教 育 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>議第4号 「平成29年度岐阜県立高等学校入学者選抜について」及び「平成29年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考・平成29年度岐阜県立高等特別支援学校入学者選抜の方針」について</b>	
学 校 支 援 課 長	平成29年度の県立高等学校入学者選抜及び県立特別支援学校高等部入学者選考・選抜について、その日程等についてお諮りする。 まずは、平成29年度の県立高等学校入学者選抜についてご説明する。県立高等学校入学者選抜については、概ね、昨年度末に実施した平成28年度入学者選抜から変更なく実施することを予定している。第一次選抜、第二次選抜及び連携型選抜について、それぞれ、出願期間、変更期間、検査期日、合格発表日等を設定したいと考えている。これらは、大方、前年度の入学者選抜と同様のスケジュールとなっている。高等学校入学者選抜の制度概要も前年度と同様のものである。
特 別 教 育 支 援 課 長	平成29年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選考の方針（案）について、ご説明する。特別支援学校の入学者選考は、平成24年度入試まで、県立高等学校特色化選抜の日程に合わせて実施していたが、特色化選抜がなくなったため、平成25年度入試から2月中旬に実施している。平成29年度入学者選考は、2月16日（木）に実施したいと考えている。また、実施校は19校である。平成28年度より、岐阜希望が丘特別支援学校高等部開設、羽島特別支援学校開校、飛騨特別支援学校高山日赤分枝に肢体不自由部門と併せて病弱部門も含めた高等部開設により、すべての県立特別支援学校で入学者選考を実施している。 次に、平成29年度岐阜県立特別支援学校高等部入学者選抜の方針（案）について、ご説明する。高等特別支援学校入学者選抜制度を検討する中で、合格しなかった者や入学確約書を提出しなかった者に対して、他の知的障がいの特別支援学校高等部や公立高等学校の検査を受ける機会を作るために1月下旬とした。実施校については、平成29年4月に開校する（仮称）岐阜県立岐阜清流高等特別支援学校の1校になる。この学校は、職業教育に特化した知的障がいの程度が軽度である生徒を対象に、卒業後は障がい者雇用による企業就労を目指す学校になる。従来の特設支援学校同様、事前の教育相談を受け、さらに他の知的障がいの特別支援学校高等部の教育相談を受けて、進路先を決定していく。検査内容は、学力検査、適性検査、面接を実施し、学力だけでなく、社会性、意欲も重視する内容としている。2月に作成したリーフレットを添付したので、併せてご覧いただきたい。
教 育 長	大きく変わる点は、高等特別支援学校が初めて開校することにより選抜が行われる。選抜で不合格となった場合、他の特別支援学校の高等部や公立高等学校の検査を受けられるスケジュールになっている。
森 口 委 員	（不慮の事故等により）特別支援学校の高等部に入学することはスムーズに行われるのか。
特 別 支 援 教 育 課 長	入学検査により、中学校や（特別支援学校の）中等部から入学してくる場合、高等部の入学者選考の要綱の中には、特別な事由により、別途日程に実施するなど、制度上、対応可能である。
森 口 委 員	新規の受け入れは、スムーズに行われるのか。

ホームページ公開

特別支援教育課長	（ 高等部の入学検査では、特別な事由がある場合は、生徒の状態を受けながら、日程が合えば、その日程に応じた検査を実施する。日程的に難しい場合は、特別な事由によるところを検討し、適応するかどうか進めている状況である。 ）
稲本委員	救済措置があるということか。
特別支援教育課長	（ 制度上ある。 ）
教育長	高等学校入学者選抜においては、救済措置はあるか。
学校支援課教育主管	（ 高等学校入学者選抜においては、検査日に受検しなければ欠席となり不合格となる。当日、体調不良などの理由により別室で受検できる体制は整っている。 ）
稲本委員	親戚の者が大学入試のとき、交通事故にあって別室で受検した。不慮の事故にあった場合、特別室（で受検）といった配慮はあるか。
学校支援課教育主管	（ そういった場合は、できる限りの範囲で対応をする。（別室での受検はありうる。） ）
稲本委員	共通1次（大学入試センター試験）が大雪でできなくなったことはなかったか。
学校支援課長	（ 大学入試センター試験において、大雪などのため一部地域で実施できなかったことがあった。天候不順などにより、大規模に実施できない場合、救済措置を取るケースもある。なお、大学入試センター試験は、本試験の一週後に、追・再試験日を設けており、その日に実施ということもある。 ）
教育長	議第4号につき、挙手により採決する。
教育長	全員賛成により原案のとおり可決する。
<b>事務局報告</b>	
<b>（1）岐阜県立高等学校活性化計画（仮称）について（非公開案件）</b>	
教育総務課長	岐阜県立高等学校活性化計画（仮称）策定のロードマップ案について報告した。本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。
<b>（2）平成28年第1回岐阜県議会定例会における審議結果について</b>	
<b>（3）平成28年第1回岐阜県議会定例会教育警察委員会の概要について</b>	
教育総務課長	（ 平成28年第1回岐阜県議会定例会に挙げた議案は4件である。そのうち、平成28年度当初予算、平成27年度補正予算、岐阜希望ヶ丘特別支援学校第2期建設工事等の請負契約の計3件は、2月25日に提案し、教育警察委員会に付託され、3月24日に原案通り可決された。また、教育委員会委員の任命同意については、3月24日に提案し、その後、本会議で可決された。 一般質問では、9名の議員から21項目にわたる質疑があった。選挙権年齢の引き下げに伴う主権者教育や高等学校の活性化などが主な内容である。 なお、教育警察委員会では、3月14日、平成27年度補正予算について、3月18日、平成28年度当初予算及び岐阜希望ヶ丘特別支援学校第2期建設工事等の請負契約について、委員会に付託され、可決した内容を掲げている。 ）



**(4) 平成27年度における県教育行政への県民意見の反映状況（概要）について**

教育総務課長

教育委員会では、県民の方々の意見を県教育行政に反映し、また、県の教育施策を県民の方々に広く周知広報するという2つの目的で教育モニター制度を運用している。任期1年、各市町村1名（計42名）に委嘱しており、県から教育情報を提供するほか、連絡会議を全体会と地区毎に3回開催しており、地区会議は学校訪問や学校祭に参加する形で開催している。そうした中で、昨年度モニターの方々から30件の意見をいただいた。

その意見を平成28年度の施策に反映した例は、確かな学力の育成として、学習内容の反復練習ができる教科学習システムを構築したことや、いじめ等の問題行動の対応として、新たにすべての公立高校と特別支援学校にスクールカウンセラーを配置したこと、魅力ある高校づくりの推進としては、生徒自ら課題を発見し解決するカリキュラム開発や地域活動への積極的な参加による学校の活性化を推進するための予算計上を行ったことである。

**(5) 岐阜高等特別支援学校（仮称）改修建築工事（第1工区）の請負契約の変更について**  
**(6) 岐阜高等特別支援学校（仮称）改修建築工事（第2工区）の請負契約の変更について**

特別支援教育課長

岐阜市芥見南山地内において施工中の、岐阜高等特別支援学校（仮称）改修建築工事（第1工区）の請負契約の変更について、ご報告する。

この事業は、軽度の知的障がいのある生徒を対象とした県下初の高等特別支援学校を平成29年4月に開校するため、岐阜城北高等学校旧藍川校舎の改修及び一部増築をするものである。本契約は、公共建築課が総合評価落札方式一般競争入札を行い、平成27年10月28日に、市川・梅田特定建設工事共同企業体と契約を結び、平成27年第5回岐阜県議会定例会に報告した。本工事は、平成27年10月に着工したが、工事現場の近隣には多くの住宅地があり、騒音対策や搬入路の安全確保、地元自治会との調整に想定以上の時間を有したため、平成27年度内の工事出来高割合が計画まで達成できず、平成27年度と28年度の債務負担行為割合を平成28年3月23日付けで変更契約したものである。なお、契約金額に変更はない。また、改修工事着工後は、順調に工事が進められており、平成28年12月16日には工事を完了し引き渡しができるという報告を受けており、高等特別支援学校の入学者選抜や開校に影響が出ることはないとのことである。以上、請負契約の変更について、ご報告をさせていただいた。この後は、平成28年第3回岐阜県議会定例会に報告させていただくので、ご承知置き願いたい。

続いて、岐阜高等特別支援学校（仮称）改修建築工事（第2工区）の請負契約の変更について、ご報告する。

本契約は、第1工区と同様、公共建築課が総合評価落札方式一般競争入札を行い、平成27年10月28日に、東・安田特定建設工事共同企業体と契約を結び、平成27年第5回岐阜県議会定例会に報告したものである。本工事は、平成27年10月に着工したが、第1工区と同様、騒音対策や搬入路の安全確保、地元自治会との調整に想定以上の時間を有したため、平成27年度内の工事出来高割合が計画まで達成できず、平成27年度と28年度の債務負担行為割合を、平成28年3月23日付で変更契約したものである。なお、契約金額に変更はない。また、第1工区と同様第2工区についても、現在は順調に工事が進められており、平成28年12月16日には工事を完了し引き渡しができるという報告を受けている。以上、請負契約の変更について、ご報告をさせていただいた。この後は、平成28年第3回岐阜県議会定例会に報告させていただくので、ご承知置き願いたい。

**(7) 岐阜県社会教育委員の選任について（非公開案件）**

社会教育文化課長

岐阜県社会教育委員の任期満了に伴う委員の一般公募について報告した。本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。

**(8) 岐阜県における全国レベルの表彰について**

教育総務課  
長

3月分の全国レベルの表彰について、文化部門・スポーツ部門を掲載しているので、ご確認いただきたい。

**(9) 平成28年度教育委員行事予定について**

教育総務課  
長

前回から変更のあった点は、5月10日の市町村教育委員会連合会定期総会の出席者が未定から稲本委員に決定したことと、7月29日の教員採用試験1次審査の時間が、13時から10時になったことであるので、ご確認いただきたい。

**閉会**

午後5時40分、閉会を宣言する。